

決議（案）

未曾有の被害をもたらした東日本大震災、紀伊半島大水害、さらに昨年西日本を中心に襲った平成三十年七月豪雨や北海道胆振東部地震などの大規模自然災害を目の当りにし、また今後、想定される南海トラフ巨大地震や年々勢力を増す台風、激化する集中豪雨など「必ず起こる」災害に備え、災害発生時の広域的・機動的な対応の確保を図るため、幹線道路のミッシングリンクの解消とダブルネットワークの構築及び幹線道路施設の耐震強化や防災・減災対策としての河川、砂防、港湾、海岸、都市計画等に係る施設の整備など、社会基盤の整備が喫緊の課題である。

また、少子・高齢化が急速に進む中、地域間格差の是正、個性あふれる地方創生に向けた地域の活性化と豊かな暮らしの実現、県民生活の安全・安心の確保、生産性向上による成長力の強化を図るためにも、社会基盤の整備は最優先課題である。

国においては、平成三十年度を初年度とする「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」をとりまとめ、国を挙げて国土強靭化の取組を集中的に実施している。国土強靭化は、県土の強靭化が前提であり国土強靭化に長期的・計画的に取り組めるよう、必要な公共投資予算を安定・持続的に確保するとともに地方財政対策を強化する必要がある。

さらに、建設から五十年以上が経過するなど、老朽化した施設の計画的な修繕・更新が求められている。特に、道路等の老朽化は待ったなしの状況であり、五年に一度の点検が一巡目を終えたが、地方は財政、人員、技術等の面で課題があることから、真に必要とする道路等の社会基盤整備の予算確保に加え、点検・診断・補修等への支援制度の拡充並びに、それに必要な予算の別枠確保など、国による支援が不可欠である。

このように、本県の社会基盤は未だ不十分であることから、社会基盤の整備がより一層強力に図られるよう、令和二年度予算の確保に向けて、左記の事項について特段の配慮を要望する。

記

- 一、幹線道路や生活道路の未整備区間など、地方が必要な道路整備ならびに道路老朽化対策を長期安定的に推進するため、新たな財源を創設するとともに、予防保全を含む老朽化対策に必要な予算を別枠で確保すること。また、老朽化した施設の点検・診断・補修に対する補助や起債にかかる制度の拡充及び市町支援体制の構築を図ること
- 一、激化する集中豪雨により発生する洪水被害に対して、住民の安全・安心な暮らしを確保し、経済活動を支えるための治水対策や、耐震対策等に必要な予算を確保すること
- 一、頻発する土砂災害に対して、災害に強い県土づくりのための施設整備を進めるとともに、ハード・ソフトが一体となった効率的、計画的な対策を図るために必要な予算を確保すること
- 一、港湾施設、海岸保全施設は築造から五十年以上を経過したものが多く、老朽化が著しいことから、その機能を確保するために必要な予算を確保すること
- 一、少子・高齢化社会に対応したコンパクトな街づくりを進めるため、都市再生整備計画事業、街路事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による都市基盤整備に必要な予算を確保すること
- 一、防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策を着実に実施するための予算を確保するとともに、3か年に留まらず、継続的に必要な事業を行うための別枠予算を令和二年度以降も確保すること。

以上決議する。

令和元年七月二十四日

一般社団法人三重県社会基盤整備協会 第五回定時総会